

第 59 回子ども子育て会議報告(2021.12.8 開催)

政策委員長 水谷豊三

去る12月8日に開催されました内閣府の子ども・子育て会議につきまして、その主だった内容をダイジェスト速報させていただきます。詳しくは内閣府ホームページの子ども・子育て会議欄において詳報が近日中に開示されますのでご確認ください。

◆保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善

①令和4年2月から9月まで実施

- ・収入を3%程度(月額9,000円+法定福利費)引き上げる ※公定価格とは別の補助金・・・令和3年度補正予算より拠出
- ・補助率は新制度園は国10:10
- ・学助成園は国3/4
- ・個人立等非学法園は対象外(新制度移行園を除く)

②令和4年10月以降は・・・

- ・新制度園は公定価格の見直しで行なう・・・令和4年度予算編成過程で検討する。

※人事院勧告に伴う国家公務員給与改定・・・月例給は据え置き、期末手当0.15ヵ月引き下げ。

引き下げ分は公定価格の改訂でカバーし、処遇改善効果と相殺されないよう措置すること。

予算上の保育士・幼稚園教諭等に係る年額人件費394万円が391万円に。(▲3万円 ▲0.9%)

これが公定価格の見直しでカバーされた上で、更に処遇改善分が令和4年10月から見直しとなる

- ・私学助成園は国1/4 都道府県1/4を上限として補助
- ・個人立等非学法園は対象外(新制度移行園を除く)

施設種別	令和4年2月～9月	令和4年10月以降
<p>新制度園 新制度に移行している個人立等の園</p>	<p>3%の処遇改善 9,000円+法定福利費 国10/10を令和3年度補正予算で確保</p>	<p>3%の処遇改善 9,000円+法定福利費については 公定価格に反映させていく。 金額は未定・・・令和4年度予算と公定価格検討委員会の結論を待って、その後判明します。 人事院勧告の減額に対する影響も出ないよう手当てしていく予定と、子ども・子育て会議では説明があった。</p>
<p>私学助成園</p>	<p>3%の処遇改善 9,000円+法定福利費 国3/4を令和3年度補正予算で確保</p>	<p>3%の処遇改善 9,000円+法定福利費については 国1/4 都道府県1/4を上限として補助 つまり3/4から1/2に減額となります。 1/2補助による不足分が処遇改善の格差として新制度園との間で生じますので、<u>全日本私立幼稚園連合会としては要望を国に出します。</u> 水谷の個人的見解ですが、特定保育料で徴収するという必要性も考えられます。</p>
<p>個人立、宗法立等 非学法園 ※新制度に移行していない園</p>	<p>対象外</p>	<p>対象外 新制度に移行している園以外は、まったく処遇改善として補助されません。 <u>全日本私立幼稚園連合会からは国に要望を出します。</u> 水谷の個人的見解ですが、特定保育料でのカバーも必要になってきそうです。</p>

<<<< ポスト待機児童の時代に突入! >>>>

◆保育所が三歳未満の未就園児家庭に関わっていく施策を明確化

(1) 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」で取りまとめ・・・資料 1

・待機児童対策に終わりが見えてきて、ポスト保育所対策として在宅家庭乳幼児への役割が求められる時代へ

注意したいポイント

- ① 今後定員割れしている保育所が出てくる地域において、市区町村が保育所に対して在宅乳幼児家庭にどんや役割をはたせるようにしていくかについて情報キャッチしておく。
- ② 保育所が行おうとしている在宅乳幼児向け子育て支援策に、私立幼稚園も組み入れるよう市区町村とコミュニケーションをしておいたり、必要に応じて市区町村議員にもそうしたことへのサポートを依頼しておく。

(2) 「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会・・・資料 2-1 資料 2-2

注意したいポイント

- ・この委員会の骨子案の要点からは、子どもを守るための相談強化や児童相談所の権限強化などが示されており、幼稚園としてこうした児童福祉的な市区町村の機能強化や支援方針の情報から疎くならないようにしなければならない。資料 2-1
- ・こどもの一体的な支援を行う機関が市区町村できる。仮称「こどもセンター」これは子育て家庭の親や子に対する支援機関であり、幼児教育センターと幼児教育アドバイザーは研修を主とした機関として都道府県に位置づけられる。資料 2-2

(3) 「こども政策の推進に係る有識者会議」と「こどもに関する政策パッケージ」 **資料3**

注意したいポイント

・「こども政策の推進に係る有識者会議」の報告書では今後取り組むべきこども政策の柱として3つの柱を立てている。

※プッシュ型とは、家庭に出向いていく支援やサービス アウトリーチ型とは、行政から調査したり情報を得たり
いうことを積極的に進めていくことという説明でした。

・エビデンス重視の施策づくりへと時代が進む。。つまり政策・制度づくりには、調査データをもとに議論され判断されていくことが一層重要視される。全日本私立幼稚園連合会や文科省等などが実施する実態調査には回答率が高いということと、有効回答が多いということが求められる。

現在の全日本私立幼稚園連合会の改善点として・・・

- ① 回答率やアンケート回収数を上げていくこと・・・調査は積極的に提出しましょう。
- ② 入力ミスや記入ミスをなくして有効回答数を増やすことが求められる。

<<<< こども庁について >>>>

本年12月20日に閣議決定された内容が発表されるとのこと。



が注視していただきたいポイント (水谷)

資料 1

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ (案) 概要

参考

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。
- 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。
- これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 一時預かり事業のレスパイト・リフレッシュ目的での利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- ノンコンタクトタイムの確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格等検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 骨子(案)の要点

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

(1) 把握・マネジメント機能の強化

- 市区町村における **身近な子育て支援(保育所等)による身近な把握・相談機能の整備**
- 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの **一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター(母子保健)子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)を再編。
- 母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための **サポートプラン作成**

(2) 支援の充実

- 支援の必要性の高まりを防ぐための **家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
- 支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、**家庭・養育環境の支援に関する利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

- 児童相談所の **支援強化** ※民間を活用して保護者支援(親子再統合)や里親支援(里親支援機関の児童福祉施設化)の確実な提供を可能に。
- **一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
- 一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と **第三者評価の受審**

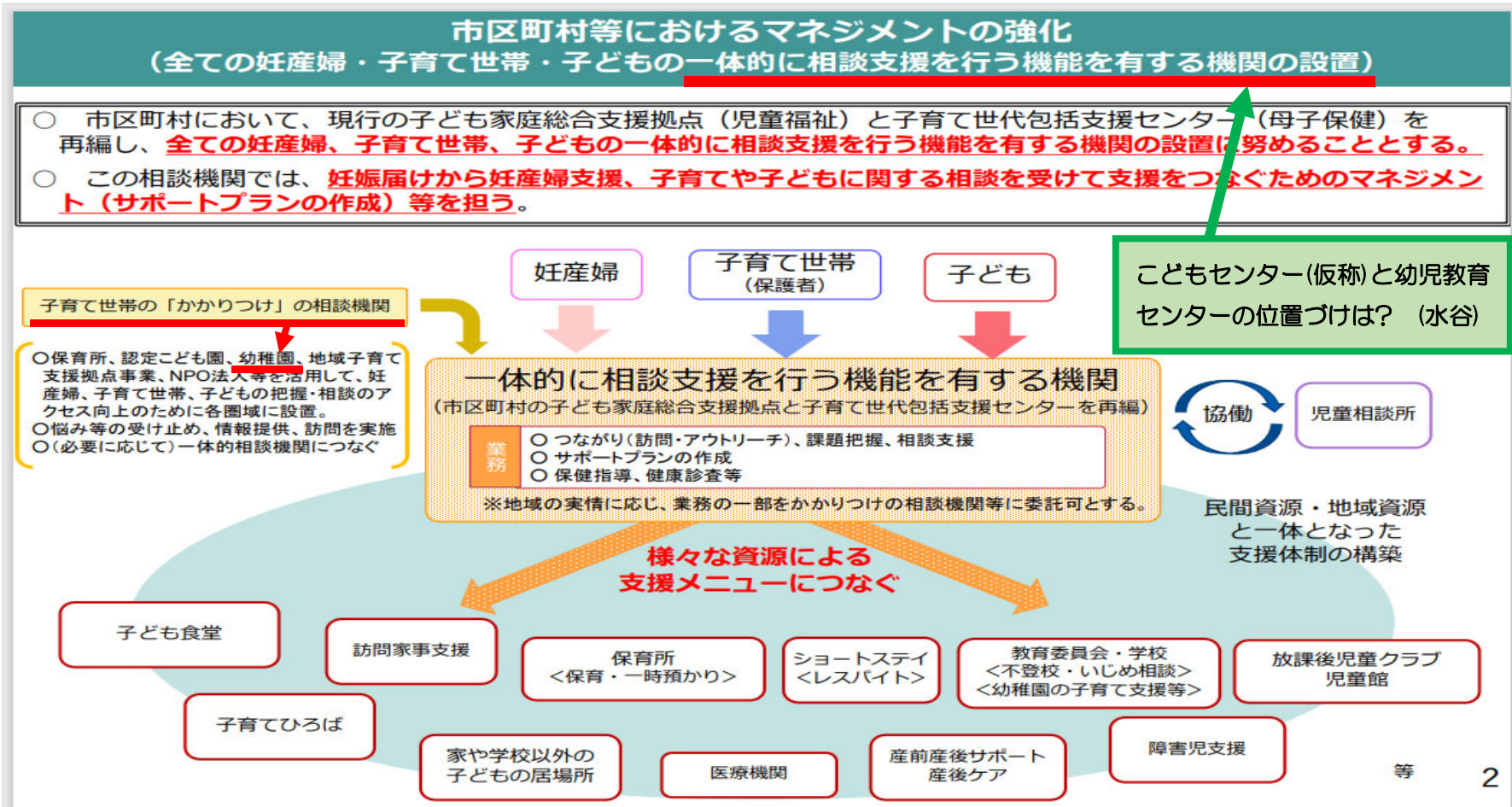
3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

- 児童相談所による措置等の際に、**子どもの意向を意見聴取等の方法により把握し**、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
- 都道府県による **意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**(児童福祉審議会等)の活用等による権利擁護の環境整備
- 社会的養育経験者の **自立支援の充実** ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

4. 人材育成等

- **子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の創設(P)**
- 児童へのわいせつ行為を行った保育士の **資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

★ — — が注視していただきたいポイント (水谷)



こども政策の推進に係る有識者会議 報告書【概要】

I. はじめに (こどもと家庭を取り巻く現状)

- 少子高齢化の進行は社会に大きな影響を及ぼし、我が国社会全体の根幹を揺るがしかねない「有事」とも言うべき危機的な状況。
- 児童虐待の相談対応件数や不登校の件数が過去最多となり、更にコロナ禍によりこどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化。

II. 今後のこども政策の基本理念

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案
2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上
3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年度の壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援
5. 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換
6. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

III. 今後取り組むべきこども政策の柱と具体的な施策

- こども政策の対象分野は多岐にわたり必ずしも網羅できているものではなく、あくまで当会議の議論を踏まえ整理したもの。今後、更に議論が深められるべき。
- 政府において、運用改善等はできる限り速やかに、また、新たな予算・制度が必要なものは実現に向け最大限の努力を求めたい。

1. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

- 若い世代の結婚や妊娠への不安や障壁の解消
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 妊娠前から妊娠・出産に至る支援の充実
- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援
- 地域子育て支援
- 家庭教育支援
- 妊産婦やこどもの医療
- 女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備

2. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 就学前のこどもの成長の保障、幼児教育・保育の確保と質の向上
- 全てのこどもたちの可能性を引き出す学校教育の充実
- 多様な体験活動の機会づくり
- 居場所づくり
- こどもの安全を確保するための環境整備
- 思春期から青年期・成人期への移行期にある若者への支援
- 自らの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- こどもの可能性を狭める固定的性別役割分担意識の解消、固定観念の打破
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

Ⅲ. 今後取り組むべき子ども政策の柱と具体的な施策（続き）

3. 成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策の更なる強化
- 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の充実
- 社会的養護経験者や困難な状況に置かれた若者の自立支援
- こどもの貧困対策
- ヤングケアラー対策
- ひとり親家庭への支援
- 障害児支援の充実
- いじめ・不登校対策
- 自殺対策
- 非行少年の立ち直り支援

4. 政策を進めるに当たって共通の基盤となるもの

- 児童の権利に関する条約の精神に則ったこどもの人権・権利の保障
- 必要な支援を必要な人に届けるためのプッシュ型の情報発信やアウトリーチ型・伴走型の支援
- 関係機関・団体の連携ネットワークの強化（子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の有効活用等）
- 子ども・家庭に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に把握し、支援につなげるためのデータベースの構築
- 子どもや家庭の支援に関わる人材の確保・育成、ケア
- 安定的な財源確保と十分な人員体制の確保

Ⅳ. 政策の立案・実施・評価におけるプロセス

- 子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取・反映、分かりやすい情報提供、親しみやすい広報、意見が反映される過程や成果の見える化、フィードバックなど、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進
- 地方自治体の先進的な取組の横展開や制度化、国と地方自治体の間での人事交流の推進、国と地方自治体の定期的な協議の場の設置等による地方自治体との連携強化

- 地域で支援活動を行う民間団体（NPO等）や民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化、民間団体等との積極的な対話・連携・協働、民間人の積極的な登用等
- 子どもや若者の置かれている状況や課題を的確に分析し、政策効果を明らかにした上での、データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価

趣 旨

- こども政策については、これまで、少子化社会対策大綱等により、幼児教育・保育の無償化や待機児童解消に向けた取組、高等教育の修学支援新制度の実施など、施策の充実を図ってきた。
- 一方、コロナ禍は、孤独・孤立や将来への不安など、子どもや結婚、妊娠・出産・子育ての当事者にも多大な影響を与えており、我が国の有事とも言うべき少子化の進行・人口減少の課題、そして虐待を始めとする子どもをめぐる様々な課題は、更に深刻さを増している。
また、子育てや教育に関する経済的負担の軽減策の拡充など、財源確保と合わせて検討すべき課題も残されている。
- 去る19日には、これら喫緊の課題に対し、政府を挙げて、できることから早急に取り組んでいくべく、「新たな経済対策」を踏まえ、「こどもに関する政策パッケージ(経済対策関係)」をとりまとめ、公表した。
- 29日には、今後のこども政策の理念、今後取り組むべきこども政策の柱について、こども政策の推進に係る有識者会議報告書がとりまとめられた。新たな行政組織については、年末までの基本方針の決定に向けて検討が進められている。
- 一方、少子化社会対策大綱等に加え、上記報告書も踏まえ、地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携して、新しい行政組織を待たずしてできるものから強力に推進していくことも必要である。
今般のパッケージでは、各府省で本年度に引き続き来年度以降も推進すべき事項を、KPIを整理しつつまとめるとともに、中長期的な検討課題も付記した。これにより、各府省のこども政策を強力に推進していく。